

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成23年7月19日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成23年2月1日付けの東建三総第24号による行政文書部分開示決定通知書によって明らかになった「平成18年7月18日に県庁砂防室で協議が交わされた詳細な内容が記載された復命書」（以下「本件復命書」という。）の内容に基づき、尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に設置された、①「BOXカルバート部（※2年確立3.1m<sup>3</sup>/s）」で「施工前流量2.5m<sup>3</sup>/s → 施工後流量0.8m<sup>3</sup>/s」という記述の裏付けとなった流量計算書などの記録、②「床版部（※2年確立3.1m<sup>3</sup>/s）」で「施工前流量不明 → 施工後流量1.5m<sup>3</sup>/s」という記述の裏付けとなった流量計算書などの記録、③上記①ボックスカルバート部及び②床版部に関するその規模や構造などが記載されている図面、④なお、「道路排水工指針に基づいて流量計算を行っており、河川の基準で計算した場合、断面が大幅に減少している（粗度係数0.013を使用し、土砂混入率を考慮せず等）」とも記載されていることから、当該流量計算を実施機関が容認したこと、あるいは、当該流量計算を実施機関は容認していないことのいずれかの事実が記載されている文書（以下これらを「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年8月2日付け東建三管第479号で異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年8月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書の全てを「作成又は取得していない」という不当な理由をもって隠匿したものである。本件請求文書に記載されている事実は、自らの組織にとっては都合の悪い内容であることから組織的に情報を隠匿したものであり、当該裁量権の濫用は決して容認できるものではない。本件請求文書は、広島県内の担当部署が当然に作成又は取得しているものであり、行政上の監督官庁の責務として当然に保有していると思料されることから、本来は正当に開示すべき本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件については、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）に基づく正式な申請手続は行われておらず、事前の打ち合わせ段階の資料を基に検討されたものと思われるが、結果としては許可できる事案ではないことから、申請は行われていないため、容認する又はしないといった判断もされるはずもなく、書類としては存在し得ない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

当審査会において本件復命書を見分したところ、本件復命書は、尾道市による砂防指定地内河川浜田川の縦断占用等（以下「本件縦断占用等」という。）の取扱いについて、実施機関の尾三地域事務所建設局の職員と土木部土木整備局砂防室の職員が協議したことを、その内容とするものであり、この協議に先立って、砂防室において対応方針案の考え方として整理した文書（以下「本件砂防室資料」という。）が添付されていた。そして、本件砂防室資料には、本件縦断占用等の課題として、本件縦断占用等に起因して、河積断面が縮小していることが流量の算定方法とその算定結果（以下「本件流量計算」という。）とともに記載されており、本件請求文書は、本件流量計算に関する文書として請求されたものである。

実施機関に確認したところ、本件流量計算は、尾道市が「道路排水工指針」に基づき行い、同市との打合せの際、同市から提示されたものであって、本件流量計算に関する資料は取得していないとのことであった。

また、尾道市から、本件縦断占用等に係るボックスカルバート部及び床版部の規模や構造などが記載されている図面などの書類も受領しておらず、本件流量計算を容認するか否かの判断も行っていないことから、本件流量計算を実施機関が容認したこと、又は容認していないことのいずれかの事実が記載されている文書は存在しないとのこ

とである。

そうすると、本件請求文書が不存在であるとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、実施機関がこれを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

## **2 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23. 9. 12	・ 諮問を受けた。
平成30. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成30. 12. 18	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成31. 1. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 11. 20 (令和 2年度第7回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 12. 18 (令和 2年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 1. 22 (令和 2年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授